

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成29年3月31日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 商工観光課の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成29年1月10日～1月19日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. インバウンド誘致キャンペーン実行委員会関係について、海外出張に関する書類の不備が見受けられるため、事業に係る伺書や報告書など、必要な書類を整備すること。	1. 伺書や報告書など、海外出張に関する書類を整備しました。
2. 前回定例監査の際に協議会関係文書について、協議会文書と市文書が混在しているため、整理した上で編綴するように指摘事項とし、その後、改善措置を講じた旨の回答を受けたが、確認したところ、対応が不十分であると認められたため、なお改善に努めること。	2. 協議会関係綴から新庄市収受文書を整理し、協議会文書と分け編綴しました。